

## 旅館業の宿泊施設におけるエボラ出血熱への対応について

### 第1 エボラ出血熱とは

エボラ出血熱は、エボラウイルスによる感染症であり、エボラウイルスに感染すると、2日から21日まで（通常は7日から10日まで）の潜伏期の後、突然の発熱、頭痛、倦怠感、筋肉痛、咽頭痛等の症状を呈し、次いで、嘔吐、下痢、胸部痛、出血（吐血、下血）等の症状が現れる。

エボラウイルスには、エボラ出血熱の症状が出ている患者の体液等（血液、分泌物、吐物、排泄物）や患者の体液等に汚染された物質（注射針など）に十分な防護なしに触れた際、ウイルスが傷口や粘膜から侵入することで感染する。

一般的に、エボラウイルスは空気感染せず、インフルエンザウイルスとは異なり容易に飛沫感染しないものであり、また、エボラウイルスに感染している者でもエボラ出血熱の症状のない者からの感染はないものと考えられている。

### 第2 流行国に滞在した者が入国又は帰国する場合の検疫所、保健所における対応

#### 1 当該者が入国又は帰国時に発症している場合

エボラ出血熱の流行国での到着前21日以内の滞在歴が確認された者（以下「滞在歴確認者」という。）のうち、38度以上の発熱症状がある者又は到着前21日以内にエボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等との接触歴があり、かつ、体熱感を訴える者については、エボラ出血熱の感染の疑いがあるため、検疫法（昭和26年法律第201号）第14条第1項第1号の規定に基づく隔離の対象となる。

また、滞在歴確認者のうち、発熱等の症状は無いものの直接傷口や粘膜等にエボラウイルスの曝露を受けた者については、エボラ出血熱の感染のおそれがあるため、同項第2号に基づく停留の対象となる。

したがって、これらに該当する者が入国又は帰国することはない。

#### 2 当該者が入国又は帰国時には発症していない場合

1以外の滞在歴確認者については、入国又は帰国することとなるが、検

疫法第18条第2項の規定に基づき、最大21日間、1日2回、健康状態を検疫所へ報告することが義務付けられることとなる。

この場合、検疫所は、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。）に対し連絡を入れることとなるため、当該者の所在については保健所が把握することとなる。

### 第3 宿泊施設における対応

#### 1 営業者が日頃留意すべき事項

- (1) 保健所等の関係機関と十分連携し、エボラ出血熱に関する情報収集に努めること。
- (2) 感染経路の把握に必要な場合があるため、旅館業法（昭和23年法律第138号）第6条に基づく宿泊者名簿への正確な記載を励行し、宿泊者の状況把握に努めること。
- (3) 日頃から、従業員の健康管理、施設の環境衛生管理の徹底を図ること。

#### 2 宿泊拒否の制限

検疫所への健康状態の報告を義務付けられていることのみを理由として宿泊を拒むことはできない（旅館業法第5条）。

なお、検疫所への健康状態の報告を義務付けられている者に係る情報については、個人情報保護の観点から、保健所から宿泊施設に提供することはできないものであること。

#### 3 保健所から「エボラ出血熱への感染が疑われる者が宿泊している」との連絡を受けた場合

前記第2の2に該当する滞在歴確認者について、保健所から「エボラ出血熱への感染が疑われる者が宿泊している」との連絡を受けた場合には、宿泊施設の営業者は、保健所の指示に従い対処すること。

この場合、保健所は当該者を国又は都道府県の指定する医療機関（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に規定する「特定感染症指定医療機関」又は「第一種感染症指定医療機関」をいい、以下「指定医療機関」という。）へ移送するため、職員を当該施設へ派遣することとなる。宿泊施設の営業者は、保健所職員が施設に到着するまでの間、その際には、原則として、

感染まん延の防止の観点から、当該者に対し、レストラン、大浴場等の利用を控え、他の宿泊者と接触しないよう個室での待機を依頼するとともに、同行者がいれば、他室への移動及び待機を依頼すること。

また、吐物や排泄物があった場合には、その処理については、保健所の指示に従うこと。

さらに、保健所が宿泊者名簿の提出などを求めた場合はこれに応ずること。おって、当該施設の営業者及び従業者は、当該者の宿泊期間中における他の宿泊者に対する接触状況の把握に協力すること。

- 4 宿泊者から直接宿泊施設の営業者又は従業者に対し訴えがあった場合  
宿泊者から宿泊施設の営業者又は従業者に対して、38度以上の発熱又は体熱感等の訴えがあり、かつ、当該者自身が検疫所への健康状態の報告を義務付けられている者であると申告してきた場合に、宿泊施設の営業者又は従業者は、直ちに保健所に連絡すること。その後の対応は3と同様であること。

#### 第4 その他

- 1 第3の3において、指定医療機関に移送された者が、検査の結果、エボラ出血熱患者であることが確定した場合には、当該施設の消毒を行うことになる。施設の消毒の責任は宿泊施設を管理している営業者にあるが、エボラ出血熱の患者の吐物や排泄物の処理等、営業者が当該施設を適切かつ安全に消毒することが困難であると認められる場合は、感染症法第27条第2項の規定に基づき、保健所が消毒することとなる。その際には、宿泊施設の営業者は、保健所の指示に従い、保健所の消毒に協力すること。
- 2 エボラ出血熱患者であると確定した者の対応に携わった従業者から、エボラ出血熱への感染が疑われる症状の申し出があった場合、営業者は、保健所に連絡し、その指示に従うこと。